



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 教育委員会規則

*3 学校教育法施行細則の一部を改正する規則 1

○ 公安委員会規則

*2 法人登録及び駐車監視員資格者講習等に関する規則の一部を改正する規則 2

○ 告示

161 地籍調査の成果の認証 (地域政策課) 2

162 " (") 3

163 " (") 3

164 " (") 4

165 " (") 4

166 " (") 4

167 " (") 5

168 " (") 5

169 " (") 5

170 " (") 6

171 " (") 6

172 " (") 6

173 " (") 7

174 " (") 7

175 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課) 8

176 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) 8

177 保安林の指定 (森林整備課) 9

178 道路の区域変更 (道路保全課) 9

179 道路の供用開始 (") 10

180 建築士の免許の取消し (建築住宅課) 10

○ 選挙管理委員会告示

10 政治団体の届出事項の異動の届出 10

11 資金管理団体の指定の取消しの届出 11

12 政治団体の解散の届出 11

13 政治団体の収支報告書の要旨 12

14 政治団体の設立の届出 14

15 政治団体の収支報告書の要旨 14

○ 内水面漁場管理委員会告示

1 平成24年度第5種共同漁業権に係る増殖目標量の決定 15

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第3号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月2日

和歌山県教育委員会委員長 山下 郁 夫

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「義務設置の学校及び専修学校」を「市町村の設置する幼稚園、義務設置の学校、専修学校及び各種学校」に改め、同条中「令」を「法第4条の2並びに令」に、「並びに第24条の3第1号」を「、第24条の3第1号並びに第26条の2第2号」に改める。

第8条中「第6条」の次に「、第7条」を加える。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第2号

法人登録及び駐車監視員資格者講習等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月2日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

法人登録及び駐車監視員資格者講習等に関する規則の一部を改正する規則

法人登録及び駐車監視員資格者講習等に関する規則（平成17年和歌山県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項及び第7条第3項中「はり付ける」を「貼り付ける」に改める。

別記様式第1号中	登録結果通知書に記載されている登録年月日	年 月 日
	登録結果通知書に記載されている登録番号	第

登録 号	を	登録(登録更新)通知書に記載されている登録(更新)年月日	年 月 日登録(更新)
		登録(登録更新)通知書に記載されている登録番号	第 号

に改め、同様式備考1中「記載しない」を「、記載しない」に改める。

別記様式第2号中「はり付けて」を「貼り付けて」に改める。

別記様式第4号備考2中「はり付ける」を「貼り付ける」に改める。

別記様式第5号中「はり付けて」を「貼り付けて」に改める。

別記様式第7号備考2及び別記様式第8号備考2中「はり付ける」を「貼り付ける」に改める。

別記様式第9号中「はり付けて」を「貼り付けて」に改める。

別記様式第11号（表）中「ちょう付」を「貼付」に改める。

別記様式第12号、別記様式第14号及び別記様式第16号中「はり付けて」を「貼り付けて」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第161号

和歌山県田辺市上芳養の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成22年5月26日から平成23年9月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市上芳養の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市上芳養の一部地区
- 5 認証年月日
平成24年2月20日

和歌山県告示第162号

和歌山県海草郡紀美野町三尾川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期
平成22年5月25日から平成23年8月23日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海草郡紀美野町三尾川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海草郡紀美野町三尾川の一部地区
- 5 認証年月日
平成24年2月20日

和歌山県告示第163号

和歌山県海草郡紀美野町赤木地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期
平成22年5月25日から平成23年8月23日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海草郡紀美野町赤木地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海草郡紀美野町赤木地区
- 5 認証年月日
平成24年2月20日

和歌山県告示第164号

和歌山県西牟婁郡白浜町富田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成24年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
平成21年4月1日から平成23年3月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町富田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町富田の一部地区
- 5 認証年月日
平成24年2月20日

和歌山県告示第165号

和歌山県日高郡由良町大字門前・大字衣奈の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成24年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡由良町
- 2 調査を行った時期
平成22年5月28日から平成23年9月16日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡由良町大字門前・大字衣奈の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡由良町大字門前・大字衣奈の各一部地区
- 5 認証年月日
平成24年2月20日

和歌山県告示第166号

和歌山県日高郡印南町大字津井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成24年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期
平成21年4月1日から平成23年3月10日まで
- 3 成果の名称

和歌山県日高郡印南町大字津井の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡印南町大字津井の一部地区

5 認証年月日

平成24年2月23日

和歌山県告示第167号

和歌山県日高郡印南町大字島田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡印南町

2 調査を行った時期

平成21年4月1日から平成23年3月10日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡印南町大字島田の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡印南町大字島田の一部地区

5 認証年月日

平成24年2月23日

和歌山県告示第168号

和歌山県岩出市清水の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県岩出市

2 調査を行った時期

平成21年4月18日から平成23年11月10日まで

3 成果の名称

和歌山県岩出市清水の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県岩出市清水の一部地区

5 認証年月日

平成24年2月23日

和歌山県告示第169号

和歌山県岩出市高瀬・宮地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県岩出市

2 調査を行った時期

平成22年4月26日から平成23年11月10日まで

3 成果の名称

和歌山県岩出市高瀬・宮地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県岩出市高瀬・宮地区

5 認証年月日

平成24年2月23日

和歌山県告示第170号

和歌山県岩出市備前・西野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県岩出市

2 調査を行った時期

平成22年5月25日から平成23年11月10日まで

3 成果の名称

和歌山県岩出市備前・西野の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県岩出市備前・西野の一部地区

5 認証年月日

平成24年2月23日

和歌山県告示第171号

和歌山県海南市小野田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県海南市

2 調査を行った時期

平成22年5月25日から平成23年10月24日まで

3 成果の名称

和歌山県海南市小野田の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県海南市小野田の一部地区

5 認証年月日

平成24年2月23日

和歌山県告示第172号

和歌山県海南市溝ノ口、椋木・野上新の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年

法律第180号) 第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期
平成22年5月25日から平成23年10月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海南市溝ノ口、棕木・野上新の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海南市溝ノ口、棕木・野上新の各一部地区
- 5 認証年月日
平成24年2月23日

和歌山県告示第173号

和歌山県新宮市熊野川町西敷屋の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県新宮市
- 2 調査を行った時期
平成21年4月23日から平成23年3月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県新宮市熊野川町西敷屋の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県新宮市熊野川町西敷屋の一部地区
- 5 認証年月日
平成24年2月23日

和歌山県告示第174号

和歌山県新宮市三輪崎の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県新宮市
- 2 調査を行った時期
平成21年4月23日から平成23年3月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県新宮市三輪崎の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県新宮市三輪崎の一部地区

5 認証年月日

平成24年2月23日

和歌山県告示第175号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成24年2月22日指定した。

平成24年3月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
月刊誌	関西マンゾク 3月号	02203-3	シーズ情報出版
月刊誌	BLACKBOX 3月号	17843-3	三英出版
月刊誌	実話ブブカタブー 3月号	05375-03	コアマガジン
月刊誌	裏モノJAPAN 3月号	01805-3	鉄人社
月刊誌	実話ドキュメント 3月号	05267-3	竹書房
月刊誌	実話マッドマックス 3月号	15279-03	コアマガジン
月刊誌	Yha!Hip&Lip 3月号	08877-3	ワニマガジン
月刊誌	実話ナックルズ 3月号	04877-3	ミリオン出版
月刊誌	漫画実話ナックルズ 3月号	18421-3	ミリオン出版
月刊誌	ジェイスパ! 3月号	86257-03	TRYMAX
雑誌	BLACKザ・タブー Vol.2	68464-66	ミリオン出版
雑誌	EXciter vol.69	11957-02	インターナショナル・ラグジュアリー・メディア
雑誌	エキサイティングマックス!スペシャル Vol.47	02092-3	ぶんか社
雑誌	芸能アンダーワールド	02060-03	晋遊舎
雑誌	週刊実話ザ・タブー	20327-3/10	日本ジャーナル出版
コミック	ガッシュ 3月号	12467-3	海王社
コミック	ドラ 3月号	16695-03	コアマガジン
コミック	恋愛熱情ラブパッション 3月号	09657-03	一水社
コミック	無敵恋愛エス★ガール 3月号	08577-3	ぶんか社
コミック	恋愛チェリーピンク 3月号	17744-3	秋田書店

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第176号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
医療法人三車会 貴志川紀和病院	紀の川市貴志川町丸栖1423-3	整形外科に関する医 療	殿尾守弘	平成 24.3.1

和歌山県告示第177号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町美里字下モ地45、46、中崎字京ノ木127
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
美里字下モ地45・中崎字京ノ木127(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第178号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 あげぼの広角線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
新宮市王子町三丁目8027番地先 から新宮市新宮字大峪2304番5 地先まで	旧	16.30	1965.10	大浜跨線橋 L=8.40
		?		松山橋 L=95.00
		102.90		梅ノ木谷橋 L=53.00
				梅ノ木橋 L=95.50
				広角橋 L=95.50
		16.30		大浜跨線橋 L=20.10 松山橋 L=95.00

同上	新	102.90	1965.10	梅ノ木谷橋 梅ノ木橋 広角橋	L=53.00 L=95.50 L=95.50
----	---	--------	---------	----------------------	-------------------------------

和歌山県告示第179号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 あげぼの広角線

供用開始の区間 新宮市王子町三丁目8027番地先から同市新宮字大峪2304番5地先まで

供用開始の期日 平成24年3月2日 午前10時

和歌山県告示第180号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、建築士の免許を取り消したので、同条第2項及び建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第6条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 免許の取消しをした年月日

平成24年2月22日

2 免許の取消しを受けた建築士の氏名

中野久生

3 建築士の別

二級建築士

4 登録番号

和歌山県知事登録第2424号

5 免許の取消しの理由

建築士法第9条第1項第1号

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年3月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
横畑龍彦後援会	会計責任者	鶴岡一登	鶴岡忠昭	平成 24.1.30	政治団体	
直政会	会計責任者	名越富美子	岩上勝則	平成 24.1.30	政治団体	

小田章後援会	主たる事務所の所在地	和歌山市園部596-4 シヤトレM1F	和歌山市園部416-4-20 3	平成 24.2.8	政治団体	
中村協二と歩む会	主たる事務所の所在地	和歌山市和歌浦南3-3- 15	和歌山市和歌浦東2丁 目1-66	平成 24.2.16	政治団体	
黒原章至後援会	代表者	黒原章至	田中通	平成 24.2.17	政治団体	
“燦”和歌山を考 える会	主たる事務所の所在地	和歌山市田屋264	和歌山市松江1390	平成 24.2.17	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年3月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
浴寿美	海南市議会議員	浴寿美後援会	海南市小野田1636-145	浴寿美	平成 24.1.16
諏訪秀夫	有田市議会議員	秀友会	有田市港町842	諏訪秀夫	平成 24.2.3
中嶋佳代	和歌山市議会議員	中嶋佳代後援会	和歌山市西庄972	中嶋佳代	平成 24.2.14
中橋龍太郎	和歌山市議会議員	中橋龍太郎後援会	和歌山市松江北5-15-17	中橋龍太郎	平成 24.2.14
前村勲	紀美野町議会議員	前村勲後援会	海草郡紀美野町松瀬269- 3	前村勲	平成 24.2.14
上久保修	橋本市議会議員	上久保修後援会	橋本市胡麻生680-35	上久保修	平成 24.2.14
メ木佳明	和歌山市議会議員	メ木佳明政策友の会	和歌山市小雑賀783-49 建設友愛会館内	メ木佳明	平成 24.2.17

和歌山県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年3月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
浴寿美後援会	浴寿美	平成 23.12.31	平成 24.1.16
横畑龍彦後援会	林貞樹	平成 23.12.31	平成 24.1.30

平越タカヤ後援会	丹下皓平	平成 24. 2. 1	平成 24. 2. 1
秀友会	諏訪秀夫	平成 23. 12. 31	平成 24. 2. 3
小西のりたみ後援会	小西敬民	平成 23. 12. 29	平成 24. 2. 13
中嶋佳代後援会	中嶋佳代	平成 24. 2. 14	平成 24. 2. 14
中橋龍太郎後援会	中橋龍太郎	平成 24. 2. 14	平成 24. 2. 14
前村勲後援会	前村勲	平成 24. 2. 14	平成 24. 2. 14
上久保修後援会	上久保修	平成 24. 2. 14	平成 24. 2. 14

和歌山県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成24年3月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の収支報告書（平成 2 2 年分）の要旨

(単位：円)

横畑龍彦後援会

報告年月日 24. 01. 30

1 収入総額	0
2 支出総額	0

小西のりたみ後援会

報告年月日 24. 02. 13

1 収入総額	0
2 支出総額	0

政治団体の収支報告書（平成 2 3 年分）の要旨

裕寿美後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 裕 寿美

資金管理団体の届出に係る公職の種類 海南市議会議員

報告年月日 24. 01. 16

1 収入総額	0
2 支出総額	0

横畑龍彦後援会

報告年月日 24. 01. 30

1 収入総額	0
2 支出総額	0

平越タカヤ後援会

報告年月日 24. 02. 01

1 収入総額	56,378
前年繰越額	56,378
2 支出総額	0

秀友会

資金管理団体の届出をした者の氏名 諏訪 秀夫
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 有田市議会議員
 報告年月日 24. 02. 03

1	収入総額	38,096
	前年繰越額	4,095
	本年収入額	34,001
2	支出総額	38,096
3	本年収入の内訳	
	寄附	34,000
	個人分	34,000
	その他の収入	1
	一件十万円未満のもの	1
4	支出の内訳	
	経常経費	38,096
	備品・消耗品費	38,096
5	寄附の内訳 (個人分)	
	諏訪 秀夫	34,000 有田市

小西のりたみ後援会

報告年月日 24. 02. 13

1	収入総額	0
2	支出総額	0

中嶋佳代後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 中嶋 佳代
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 和歌山市議会議員
 報告年月日 24. 02. 14

1	収入総額	7,612
	前年繰越額	7,612
2	支出総額	7,612
3	支出の内訳	
	経常経費	7,612
	事務所費	7,612

中橋龍太郎後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 中橋龍太郎
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 和歌山市議会議員
 報告年月日 24. 02. 14

1	収入総額	0
2	支出総額	0

前村勲後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 前村 勲
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 紀美野町議会議員
 報告年月日 24. 02. 14

1	収入総額	0
2	支出総額	0

上久保修後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 上久保 修
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 橋本市議会議員
 報告年月日 24. 02. 14

1	収入総額	0
2	支出総額	0

政治団体の収支報告書 (平成 24 年分) の要旨

平越タカヤ後援会

報告年月日 24. 02. 01

1 収入総額	56,378
前年繰越額	56,378
2 支出総額	0

中嶋佳代後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 中嶋 佳代
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 和歌山市議会議員
 報告年月日 24. 02. 14

1 収入総額	0
2 支出総額	0

中橋龍太郎後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 中橋龍太郎
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 和歌山市議会議員
 報告年月日 24. 02. 14

1 収入総額	0
2 支出総額	0

前村勲後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 前村 勲
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 紀美野町議会議員
 報告年月日 24. 02. 14

1 収入総額	0
2 支出総額	0

上久保修後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 上久保 修
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 橋本市議会議員
 報告年月日 24. 02. 14

1 収入総額	0
2 支出総額	0

和歌山県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年3月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新月会	南佳男	南榮隆	橋本市御幸辻476 贅川ハイツ202	平成 24. 2. 2

和歌山県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書 (平成22年分) を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成24年3月2日

政治団体の収支報告書 (平成 22 年分) の要旨

(単位 : 円)

中本賢治後援会

報告年月日 24.01.24

1 収入総額	14,490
前年繰越額	14,490
2 支出総額	0

内水面漁場管理委員会告示

和歌山県内水面漁場管理委員会告示第1号

平成24年度第5種共同漁業権に係る増殖目標量を次のとおり定める。

平成24年3月2日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 奥 野 恒太郎

漁業権者	漁業権番号	漁業権の内容	増殖目標量 (以上)
熊野川漁業協同組合外5組合	和内共第1号	あゆ	1,410,000尾
		あまご	30,000尾
		うなぎ	20kg
紀ノ川漁業協同組合	和内共第2号	あゆ	290,000尾
		こい	20,000尾
		もくずがに	10,000尾
貴志川漁業協同組合	和内共第3号	あゆ	100,000尾
	和内共第38号	あまご	10,000尾
玉川漁業協同組合	和内共第4号	あゆ	140,000尾
		あまご	10,000尾
有田川漁業協同組合	和内共第6号	あゆ	840,000尾
		こい	30,000尾
		もくずがに	15,000尾
	和内共第7号から第12号まで	あまご	20,000尾
日高川漁業協同組合	和内共第13号	あゆ	960,000尾
		こい	20,000尾
		もくずがに	15,000尾
	和内共第14号	うなぎ	3kg
	和内共第15号	あまご	90,000尾
切目川漁業協同組合	和内共第16号	あゆ	30,000尾
南部川漁業協同組合	和内共第17号	あゆ	10,000尾
		もくずがに	10,000尾
富田川漁業協同組合	和内共第18号	あゆ	70,000尾
		もくずがに	12,000尾
	和内共第19号	あまご	10,000尾
日置川漁業協同組合	和内共第20号	あゆ	360,000尾
		あまご	40,000尾

		うなぎ	100kg
古座川漁業協同組合	和内共第26号	あゆ	410,000尾
	和内共第27号及び第28号	あまご	10,000尾
七川漁業協同組合	和内共第29号	あゆ	90,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	10kg
太田川漁業協同組合	和内共第33号	あゆ	80,000尾
熊野川漁業協同組合	和内共第34号から第36号まで	あゆ	610,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	40kg

(注)

- 1 増殖目標量の数量は種苗放流の数量とする。
- 2 「こい」については、平成23年5月20日付け和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号により、他水域への持ち出し等の禁止、放流等の制限が行われている。
- 3 各魚種の種苗放流基準は、次のとおりとする。
 - あゆ 平均体重3g以上
 - こい 平均体重5g以上
 - あまご 平均体重3g以上
 - もくずがに 平均甲幅5mm以上
 - うなぎ 平均体重1g以上